

北海道緊急消防援助隊受援計画

平成29年4月

総務部危機対策局危機対策課

北海道緊急消防援助隊受援計画 目次

第1章 総則

| | | |
|----|-------|---|
| 第1 | 目的 | 1 |
| 第2 | 用語の定義 | 1 |

第2章 応援等の要請

| | | |
|----|------------------|---|
| 第3 | 応援等要請の手続き | 1 |
| 第4 | 緊急消防援助隊の応援等決定通知等 | 2 |
| 第5 | 迅速出動等適用時の対応 | 3 |
| 第6 | 連絡体制 | 3 |

第3章 受援体制

| | | |
|----|---------------|---|
| 第7 | 消防応援活動調整本部の設置 | 3 |
| 第8 | 指揮本部の設置 | 4 |

第4章 指揮体制及び通信運用体制

| | | |
|-----|--------|---|
| 第9 | 指揮体制等 | 5 |
| 第10 | 通信運用体制 | 6 |

第5章 消防応援活動の調整等

| | | |
|-----|------------------|---|
| 第11 | 進出拠点 | 6 |
| 第12 | 任務付与 | 6 |
| 第13 | 資機材の貸出し及び地図の配付 | 7 |
| 第14 | ヘリコプター離着陸場所 | 7 |
| 第15 | 宿営場所 | 7 |
| 第16 | 燃料補給場所 | 7 |
| 第17 | 燃料調達要請 | 7 |
| 第18 | 重機派遣要請 | 8 |
| 第19 | 物資等調達要請 | 8 |
| 第20 | 部隊移動 | 8 |
| 第21 | 長官の求め又は指示による部隊移動 | 8 |
| 第22 | 知事による部隊移動 | 8 |
| 第23 | 部隊移動に係る連絡 | 9 |

第6章 応援等の引揚げの決定

| | | |
|-----|--------------|---|
| 第24 | 活動終了及び引揚げの決定 | 9 |
|-----|--------------|---|

第7章 経費処理等

| | | |
|-----|------|---|
| 第25 | 経費処理 | 9 |
|-----|------|---|

第8章 その他

| | | |
|-----|--------------|----|
| 第26 | 情報共有 | 10 |
| 第27 | 地理情報 | 10 |
| 第28 | 災害時の体制整備 | 10 |
| 第29 | 消防本部の受援計画の策定 | 10 |
| 第30 | 航空隊の受援計画 | 11 |

資料等

| | | |
|-------|-------------------|----|
| 別表第1 | 用語の定義 | 12 |
| 別表第2 | 関係機関連絡先 | 14 |
| 別表第3 | 防災体制及び災害対策本部主管課 | 18 |
| 別表第4 | 地区別消防本部及び基地局呼出符号 | 26 |
| 別表第5 | 陸上隊進出拠点及び管轄消防本部 | 28 |
| 別表第6 | 航空隊進出拠点及び管轄消防本部 | 30 |
| 別表第7 | 市町村別消火栓スピンドルドライバー | 31 |
| 別表第8 | ヘリコプター離着陸場所 | 37 |
| 別表第9 | 宿営可能場所 | 44 |
| 別表第10 | 陸上隊燃料補給場所 | 51 |
| 別表第11 | 航空小隊燃料補給場所 | 79 |
| 別表第12 | 食料品等調達可能場所 | 80 |

| | | |
|------|----------------------------------|----|
| 別紙第1 | 緊急消防援助隊応援要請系統図 | 89 |
| 別紙第2 | 調整本部の運営に係るチェックリスト | 90 |
| 別紙第3 | 緊急消防援助隊部隊移動系統図（長官による部隊移動の求め又は指示） | 94 |
| 別紙第4 | 緊急消防援助隊部隊移動系統図（都道府県知事による部隊移動の指示） | 95 |
| 別紙第5 | 指揮系統図 | 96 |

| | | |
|-------------|-----------------------|-----|
| 要請要綱別記様式1-1 | 緊急消防援助隊の応援等要請 | 97 |
| 要請要綱別記様式1-2 | 応援等要請のための連絡事項 | 98 |
| 要請要綱別記様式3-2 | 緊急消防援助隊の応援等決定通知 | 99 |
| 要請要綱別記様式3-3 | 緊急消防援助隊の出動隊数通知 | 100 |
| 要請要綱別記様式4-1 | 緊急消防援助隊の引揚決定通知 | 101 |
| 要請要綱別記様式6-1 | 部隊移動に関する意見（照会） | 102 |
| 要請要綱別記様式6-2 | 部隊移動に関する意見（回答） | 103 |
| 要請要綱別記様式6-4 | 緊急消防援助隊の部隊移動通知 | 104 |
| 要請要綱別記様式6-5 | 緊急消防援助隊の部隊移動の指示 | 105 |
| 要請要綱別記様式6-6 | 緊急消防援助隊の部隊移動通知 | 106 |
| 要請要綱別記様式7 | 北海道〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制 | 107 |

北海道緊急消防援助隊受援計画

平成 29 年 4 月 12 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第36条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 代表消防機関は、札幌市消防局とする。

2 代表消防機関代行は、函館市消防本部（道西地区）、苫小牧市消防本部（道南地区）、小樽市消防本部（道央地区）、旭川市消防本部（道北地区）、及び釧路市消防本部（道東地区）とする。

3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第 1 のとおりとする。

第 2 章 応援等の要請

(応援等要請の手続き)

第 3 緊急消防援助隊の応援等要請及び当該要請に係る連絡は、別紙第 1 のとおり行うものとする。

2 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の規模及び災害の状況を考慮して、当該市町村を管轄する消防本部の消防力及び北海道内の消防応援では十分な体制をとることができないと判断した場合は、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、当該応援が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式 1-2）。

(1) 災害の概況

(2) 出動が必要な区域や活動内容

(3) その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

3 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を消防庁長官（以下「長官」という。）に直ちに電話により連絡するものとする。

4 被災地の市町村長は、知事に対して第 2 項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、第 2 項各号に掲げる事項が明らかにな

り次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式1-2）。

- 5 知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び北海道内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を電話により直ちに行うものとし、第2項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式1-1）。
- 6 知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に判断できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。
- 7 知事は、被災地の市町村長から連絡がない場合であっても、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して応援等の要請を行うものとする。
- 8 知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議する。
- 9 知事は、被災地の市町村長から、定期に災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告する。特に、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告する。
- 10 知事は、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町村長に対して通知するものとする。

（緊急消防援助隊の応援等決定通知等）

第4 知事は、長官から要請要綱別記様式3-2により応援等決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町村長に対して通知するものとする。

なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難なため、長官が応援先都道府県を指定している場合、知事は長官と応援先市町村を調整するものとする。

2 知事は、長官から要請要綱別記様式3-3により出動隊数通知を受けた場合は、その旨を被災地の市町村長に対して通知するものとする。

(迅速出動等適用時の対応)

- 第5 北海道内の消防本部は、要請要綱第5条に規定する出動準備を行う災害又は要請要綱第26条に規定する迅速出動が適用となる災害が北海道内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、北海道に対して報告するものとする。
- 2 北海道は、要請要綱第5条に規定する出動準備を行う災害又は要請要綱第26条に規定する迅速出動が適用となる災害が北海道内で発生した場合は、早期に道内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、消防庁に対して報告するものとする。
- 3 北海道は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要ではないと判断した場合は、速やかに消防庁に対して報告するものとする。

(連絡体制)

- 第6 応援要請時の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 応援要請時の連絡先は、別表第2のとおりとする。
- (2) 連絡方法は、原則として有線（携帯）電話又はファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。）によるものとする。ただし、有線断絶時には主運用波、地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。

第3章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

- 第7 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、消防組織法（昭和22年12月23日法律第226号。以下「法」という。）第44条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、法第44条の2の規定に基づく調整本部を設置するものとする。なお、被災地が一の場合であっても、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等の関係機関との調整等の必要性を踏まえ、知事が必要と認める場合は、調整本部と同様の組織を設置するものとする。
- 2 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、北海道庁本庁舎地下1階危機管理センターに設置するものとする。
- 3 調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、知事（又は知事の委任を受けた者）をもって充てるものとする。
- 4 法第44条の2第6項の規定に基づく調整本部の副本部長は、北海道総務部危機対策局危機対策課消防担当課長をもって充てるものとする。
- 5 法第44条の2第5項の規定に基づく調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。
- なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡を取り合うなど、適宜対応するものとする。

- (1) 同項第 1 号に基づく北海道総務部危機対策局危機対策課及び防災航空室の職員
 - (2) 同項第 2 号に基づく札幌市消防局警防部消防救助課長
 - (3) 同項第 3 号に基づく被災地を管轄する消防本部の職員
 - (4) 同項第 4 号に基づく指揮支援部隊長
- 6 調整本部は、「北海道消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。
- 7 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員、連絡先等について長官に対して速やかに連絡するものとする。
- 8 調整本部は、北海道災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。
- (1) 被災状況、北海道が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - (2) 被災地消防本部、消防団、北海道内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関との連絡調整に関すること。
 - (5) 北海道内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
 - (6) 北海道災害対策本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること。
 - (7) 北海道災害対策本部に設置された災害医療本部等との連絡調整に関すること。
 - (8) その他必要な事項に関すること。
- 9 調整本部は、別紙第 2 を活用し、運用するものとする。
- 10 調整本部長は、法第 44 条の 2 第 8 項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議へ出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。
- 11 調整本部は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。
- 12 調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手手段の確保等を行うものとする。
- 13 調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、北海道内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
- 14 その他調整本部の設置運営については、別に定める「北海道消防応援活動調整本部設置規程」によるものとする。

(指揮本部の設置)

- 第 8 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

- 2 指揮本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1) 被害状況の収集に関すること。
 - (2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
 - (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。
- 3 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
- 4 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、北海道内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
- 5 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、北海道及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。
- 6 指揮本部は、被害が発生している構成市町村の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。
- 7 北海道内の防災体制及び災害対策本部主管課は、別表第3のとおりとする。

第4章 指揮体制及び通信運用体制

(指揮体制等)

- 第9 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。
- 2 指揮支援部隊長は、調整本部の本部員として、北海道内で活動する指揮支援隊を統括し、北海道災害対策本部又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。
 - 3 被災地の市町村長又はその委任を受けた消防長（以下「指揮者」という。）は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地で活動する各都道府県大隊の活動を指揮するものとする。
 - 4 指揮支援本部長は、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
 - 5 統合機動部隊長は、都道府県大隊等が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
 - 6 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
 - 7 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
 - 8 緊急消防援助隊及び道内応援隊の指揮系統については、別紙第5のとおりとする。
 - 9 緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式7のとおりとする。

(通信運用体制)

第10 北海道内の無線通信運用体制は、原則として緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成28年消防広第80号。以下「運用要綱」という。）第22条に定めるところにより、次のとおり運用するものとする。

(1) 調整本部、指揮本部、緊急消防援助隊指揮支援本部及び都道府県大隊本部相互の無線通信は統制波1を使用するものとする。

なお、被災地市町村が複数に及ぶ等により、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長は、統制波2及び統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定するものとする。

(2) 都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互の無線通信は、主運用波を使用するものとする。

なお、同一中隊、同一統合機動部隊及び同一エネルギー・産業基盤災害即応部隊に属する隊相互の無線通信についても同様とするものとする。

(3) 被災地を管轄する消防本部隊及び指揮本部間相互の無線通信は、活動波を使用するものとする。

(4) 指揮支援部隊長は、防災相互通信用無線（防災相互波）の使用に関し、関係機関と調整を行うものとする。

4 各消防本部の基地局呼出符号及び構成市町村は、別表第4のとおりとする。

第5章 消防応援活動の調整等

(進出拠点)

第11 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。

(1) 陸上隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第5のとおりとする。

(2) 航空隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第6のとおりとする。

(3) 水上隊の進出拠点及び担当消防本部は、調整本部が北海道災害対策本部と協議の上、別途指定するものとする。

2 調整本部は、消防庁において決定された進出拠点について、進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとする。

3 進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。

4 連絡員等は、到着した応援都道府県大隊、応援都道府県統合機動部隊、応援都道府県エネルギー・産業基盤災害即応部隊（以下、「応援都道府県大隊等」という。）の隊名及び規模について確認し、応援都道府県大隊長等に対して応援先市町村、任務等の情報提供を行うものとする。

(任務付与)

第12 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊長等に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。

(1) 被害状況